

令和7年12月19日

公益社団法人 広島県薬剤師会会长様

広島県健康福祉局薬務課長  
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

ポリファーマシー対策におけるモデル事業の実施（ポリファーマシーが疑われる患者を発見した場合の相談窓口の設置）について（通知）

広島県の薬事行政の推進について、日頃から格別な御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本県は、昨年度、厚生労働省が実施する「高齢者医薬品適正使用推進事業における地域調査」に採択され、貴会等別紙1の関係団体からなる会議体を設置し、「高齢者の医薬品適正使用の指針」（以下「指針」という。）、「地域における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」等に基づき、ポリファーマシー対策を検討・実施しているところです。この指針において、「高齢になると、併存疾患の増加と同時に、複数の診療科・医療機関の受診により、処方薬の全体が把握されない問題や、重複処方も関係するため、ポリファーマシーを解消するには、医療関係者間の連携や患者啓発が求められる」とされています。

今般、解消のための方策として、診療所等の処方医が複数受診などで調整相談先に悩む場合の相談窓口を広島大学病院の総合内科・総合診療科に設置するモデル事業を実施（別紙2）することとし、添付のとおり（一社）広島県医師会へ通知しました。

については、本事業を御承知おきいただくとともに、ポリファーマシーが疑われる患者を発見した場合は、引き続き、「患者の服薬状況等に係る情報提供書」（服薬情報提供書）などにより、処方医へ情報提供いただくよう貴会会員へ周知をお願いします。

なお、本事業はモデル的に実施するものであることから、現時点では、相談可能な医療機関は広島市内の医療機関としています。

#### 《広島大学病院のポリファーマシー相談事業》

窓 口：広島大学病院 総合内科・総合診療科

対 応 者：総合内科・総合診療科の医師

事業実施時期：令和7年12月19日～令和8年3月19日（3か月間）

そ の 他：相談可能な医療機関は広島市内の医療機関とする。

担当 薬事グループ  
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）  
(担当者 白石、高橋)

令和7年12月19日

一般社団法人 広島県医師会会長様

広島県健康福祉局薬務課長  
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

ポリファーマシー対策におけるモデル事業の実施（ポリファーマシーが疑われる患者を発見した場合の相談窓口の設置）について（通知）

広島県の薬事行政の推進について、日頃から格別な御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本県は、昨年度、厚生労働省が実施する「高齢者医薬品適正使用推進事業における地域調査」に採択され、貴会等別紙1の関係団体からなる会議体を設置し、「高齢者の医薬品適正使用の指針」（以下「指針」という。）、「地域における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」等に基づき、ポリファーマシー対策を検討・実施しているところです。この指針において、「高齢になると、併存疾患の増加と同時に、複数の診療科・医療機関の受診により、処方薬の全体が把握されない問題や、重複処方も関係するため、ポリファーマシーを解消するには、医療関係者間の連携や患者啓発が求められる」とされています。

本会議体において、解消の方策として、「複数受診などで調整相談先に悩む場合の相談窓口を設置してはどうか。また、相談先は幅広い診療を行う総合診療科が望ましい」との議論があったことから、別紙2のとおり、モデル事業として、広島大学病院の総合内科・総合診療科に相談窓口を設置することとしました（別紙2）。

については、薬局からの「患者の服薬状況等に係る情報提供書」（服薬情報提供書）の提供や、患者の「服薬情報のお知らせ」等の持参などにより、ポリファーマシーが疑われる患者を発見し、服薬調整に悩む場合は、この事業を御活用いただくよう、貴会会員への周知をお願いします。

なお、本事業はモデル的に実施するものであることから、現時点では、相談可能な医療機関は広島市内の医療機関としています。

また、（公社）広島県薬剤師会へは、別途通知しています。

#### 《広島大学病院のポリファーマシー相談事業》

窓口：広島大学病院 総合内科・総合診療科

対応者：総合内科・総合診療科の医師

事業実施時期：令和7年12月19日～令和8年3月19日（3か月間）

注意事項：広島大学病院地域連携にFAXにて申し込むこと。

様式等は同病院の「外来初診患者さんの紹介について」  
(<https://www.hiroshima-u.ac.jp/hosp/sinryoka/chuoshinryo/shien/syokai>)に従うものとする。

その他の相談可能な医療機関は広島市内の医療機関とする。

担当 薬事グループ  
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）  
(担当者 白石、高橋)

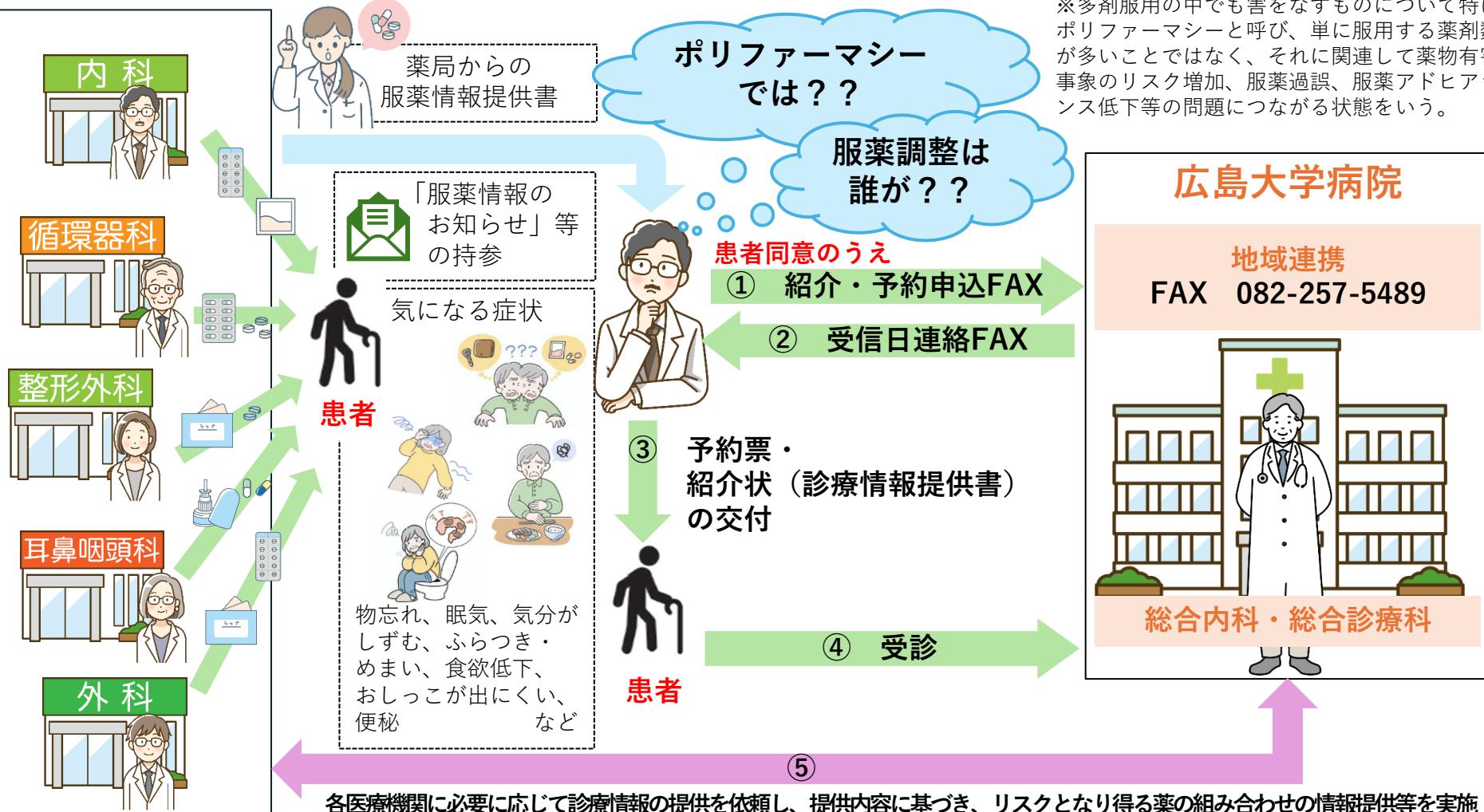
令和 6 年度広島県高齢者医薬品適正使用推進に関する調査・検討会  
構成機関

区分	機関
関係団体	一般社団法人広島県医師会
	一般社団法人広島県歯科医師会
	公益社団法人広島県薬剤師会
	公益社団法人広島県看護協会
	広島県訪問看護ステーション協議会
	一般社団法人広島県介護支援専門員協会
	一般社団法人広島市医師会
	一般社団法人安芸地区医師会
	一般社団法人安佐医師会
	一般社団法人広島市薬剤師会
学識経験者	一般社団法人安佐薬剤師会
	一般社団法人安芸薬剤師会
行政	広島佐伯薬剤師会
	広島大学大学院医系科学研究科
	広島大学病院薬剤部
行政	広島県健康福祉局薬務課

# ポリファーマシー対策におけるモデル事業の実施について 【ポリファーマシーが疑われる患者を発見した場合の相談窓口の設置】

別紙 2

- ポリファーマシー※が疑われる患者について、当該患者が受診した医療機関（診療所）は、患者の複数受診などで悩む場合、総合的な診療ができる体制を有する医療機関（病院）に服薬調整の相談ができるものとする。
- この相談応需業務を広島大学病院総合内科・総合診療科において試行的に実施し、課題の検証等を行う。



(注) 各医療機関（診療所）において、すでに、総合診療医（総合内科医）や老年内科医に相談する体制が構築されている場合、これを妨げるものではありません。